

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第205号

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の4ただし書及び第1条の6を削る。

第3条第3項中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第7条の2第1号中「地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(再任用職員に関する特例)

第7条の2 再任用職員（地方公務員法（以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）のうち、再任用職員となった日前の職員として在職していた期間において競争試験の資格を有していた者に関する第2条の2から第5条までの規定の適用については、その者は、当該競争試験に相当する採用試験により採用された者とみなすことができるものとする。

第19条の2第1項後段中「において」の右に「、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第4条第3項の規定により勤務を要しない日を設けられた職員にあつては」を加える。

第22条ただし書中「第7条の2第1号」を「第7条の3第1号」に改める。

第23条第1項表以外の部分中「法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務職員（以下「」及び「」という。）」を削り、同項の表中「つど」を「都度」に改める。

第24条の3本文中「掲げる額」の右に「（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に第7条の3第1号に掲げる時間数を同条第2号に掲げる時間数で除して得た数を乗じて得た額）」を加える。

第24条の6第1項各号中「別表第1の7」を「別表第1の6」に改める。

第27条第2項中「給料月額」の右に「及び第24条の3本文の規定による再任用短時間勤務職員の管理職手当の支給額」を加え、同条第3項中「第17条第3項及び第4項」を「第17条第4項及び第5項」に改める。

別表第1 土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の項及び研究職給料表の項を次のように改める。

土木技 術職建 築技術 職電気 技術職 機械技 術職給 料表	1級	相当の知識，技術，経験等を要する職務
	2級	やや高度の知識，技術，経験等を要する職務
	3級	主任の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
	4級	係長の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
	5級	課長補佐の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
	6級	課長の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
	7級	部長の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務
	8級	局長の職務又はこれに準じるものと任命権者が認める職務

別表第2備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 再任用職員の在級年数に関する特例

退職後引き続いて再任用職員となった者の在級年数については、職務の級ごとに、再任用職員となった日以前の職員として在職していた期間における在級年数をその者の在級年数に通算することができるものとする。

別表第3(1)条例別表第1の1、別表第1の3、別表第1の4、別表第1の5、別表第1の6及び別表第1の7の給料表の適用を受ける職員の項中「、別表第1の6及び別表第1の7」を「及び別表第1の6」に改め、同表(2)研究職員の項を削る。

別表第4 7及び別表第6 7を削る。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第24条の3関係）

適用を受ける給料表	属する職務の級	支給額	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
条例別表第1の1の給料表又は条例別表第1の6の給料表	6 級	円 45,400	円 36,200
	7 級	50,000	39,500
	8 級	55,200	44,800
条例別表第1の2の給料表	3 級	49,900	39,100
	4 級	55,800	46,400
条例別表第1の4の給料表又は条例別表第1の5の給料表	6 級	45,400	36,200
	7 級	50,000	39,500

（京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則（平成23年3月31日京都市規則第108号）の一部を次のように改正する。

附則第2項各号列記以外の部分中「より職員」の右に「（再任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（行財政局人事部給与課）